

柳井地域水道事業の広域化について

柳井地域水道事業
広域化検討委員会

目 次

1 経緯・目的	1	16 山口県との確認事項	21～23
2 水需要予測	2	17 柳井地域水道事業の	
3 施設の現状把握	3、4	統合に関する基本協定書	24、25
4 財政シミュレーション	5～7	18 経営統合調印式	26
5 20年後の水道料金	8	19 事業計画書(たたき台)	27～33
6 課題の抽出と目標設定	9	20 柳井地域広域水道企業団	
7 水道事業の広域化の種類(施策と課題)	10	規約(案)	34～36
8 広域化の方向性の評価	11	21 経営統合後の柳井地域広域水道企業団	
9 広域化の方向性(まとめ)	12	の経営方針	37、38
10 水道事業の広域化の概要	13	22 適正な水道料金とは	39
11 経営の一体化(経営統合)とは	14	23 広域化の骨格	40
12 有識者意見	15	24 広域化の骨格(主たる事務所とは)	41
13 柳井地域水道事業広域化検討委員会での		25 広域化の骨格(組織機関)	42
合意内容(令和5年2月8日)	16	26 広域化の骨格(市町との連携)	43
14 令和5年2月8日以降の取組み	17	27 広域化の骨格(議員定数)	44
15 広域化プロジェクトチーム	18～20	28 今後の予定	45

日付	内容
平成27年10月14日	柳井地域水道事業研究会 設置
平成28年度	柳井地域水道事業広域化に関する可能性概略検討
平成29年6月30日	柳井地域水道事業広域化検討委員会 設置
平成29年11月28日	山口県知事、山口県議会議長に対し要望活動(1市4町の首長)
平成30年1月11日	柳井地域広域水道企業団の大島ルート送水管破損
平成30年2月22日	柳井地域水道事業広域化検討委員会専門部会において 水道メーターと薬品の共同購入合意(柳井市、上関町) 《現在では全ての事業体で水道メーターの共同購入》
平成30年7月19日	柳井地域水道事業災害相互応援に関する協定の締結
平成30年10月22日	柳井地域広域水道企業団の大島ルート送水管破損(2回目) 大島大橋への貨物船衝突事故 ➡ 《災害相互応援 派遣》
令和2年4月1日	柳井市・周防大島町上下水道料金お客様センター 開所
令和3年4月23日	柳井地域水道事業広域化に関する基本検討業務 発注に係る覚書締結
令和3年4月23日	柳井地域水道事業広域化に関する基本検討業務 契約 受託者 : 日本水工設計(株)山口事務所 委託期間 : 令和3年4月26日から令和5年3月1日まで
令和4年2月24日	フジ地中情報㈱ 柳井地域広域水道企業団へ給水車配備
令和4年12月15日	山口県知事、山口県議会議長に対し要望活動(1市4町の首長)
令和5年2月8日	柳井地域水道事業広域化検討委員会において 広域化について合意

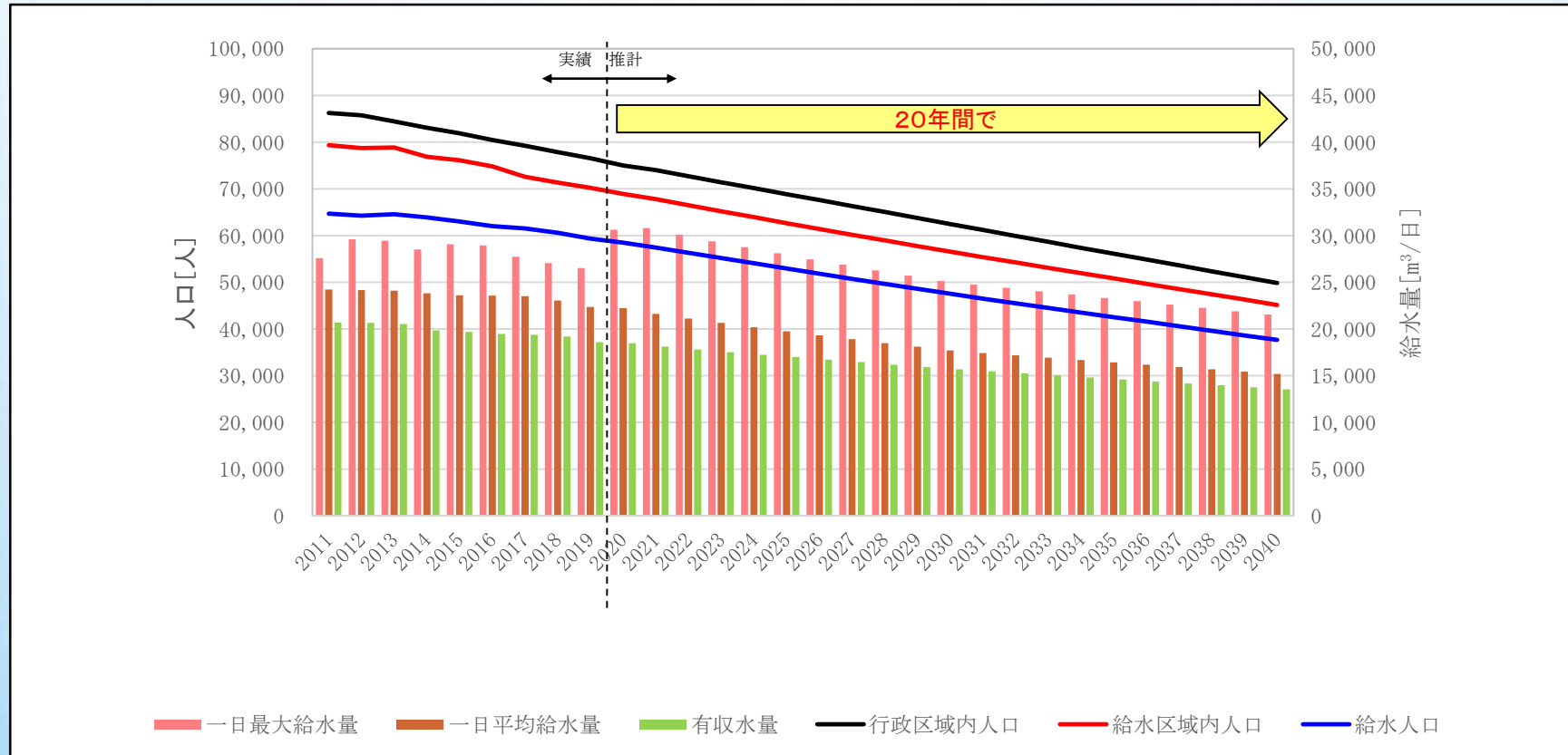
○ 広域化の検討目的

- 弥栄ダムからの遠距離導水等による高い水道料金
- 人口減少と老朽施設の更新需要の高まりによる厳しい経営環境
- 水道料金安定化対策費補助金要望際の約束
- 平成28年度「広域化に関する可能性概略検討結果」(条件付でのスケールメリット)
- 山口県水道ビジョンに掲載
- 水道法の改正(令和元年9月)

- ・ 人口減少に伴う水の需要の減少、
- ・ 水道施設の老朽化、
- ・ 深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

2 水需要予測

【令和5年3月議会で報告】



柳井地域全体

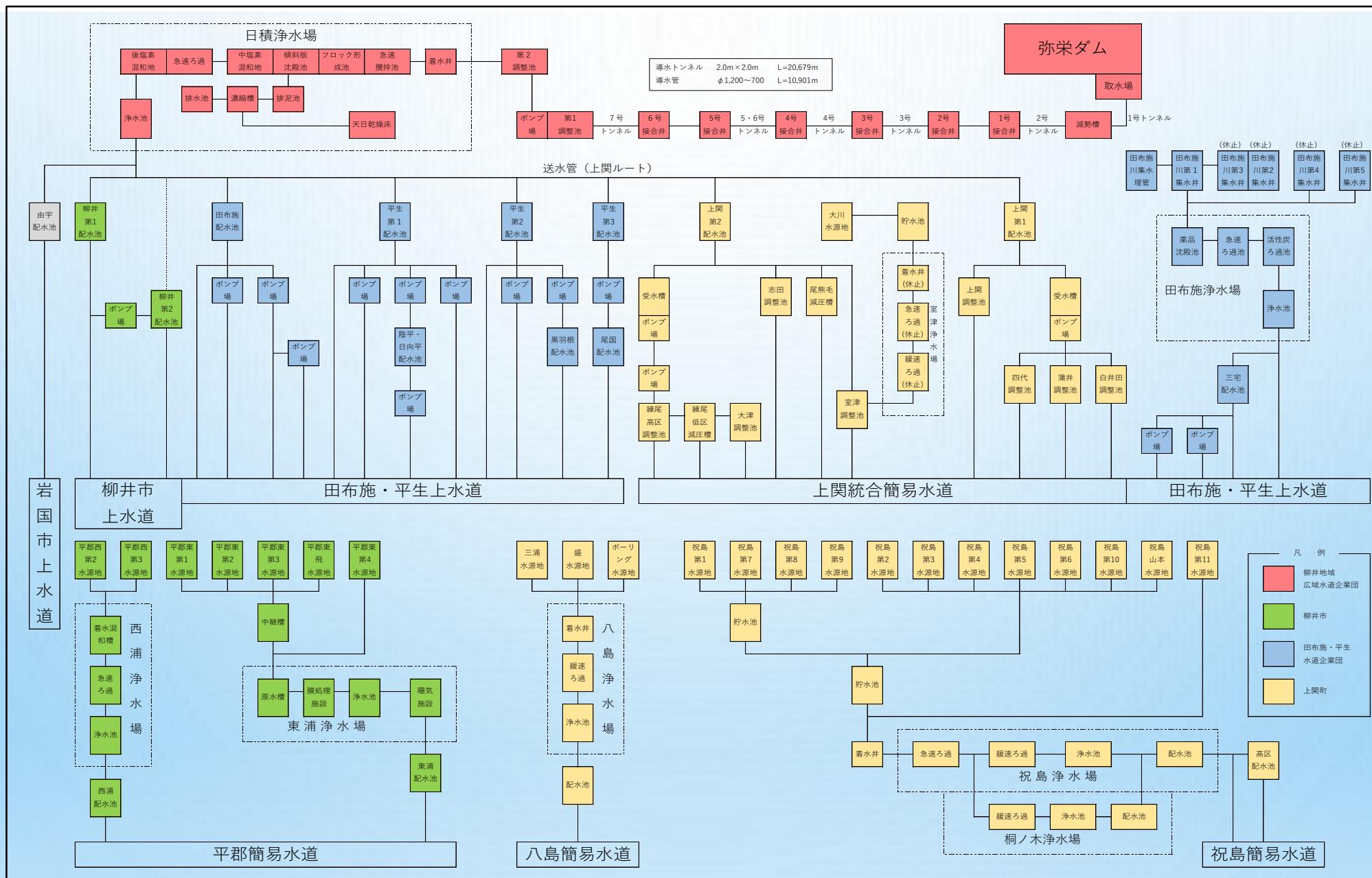
給水人口 58,497人 (2020年) ➡ 37,665人 (2040年)

1日平均給水量 22,240m³/日 (") ➡ 15,194m³/日 (")

2020年 ➡ 2040年
 20,832人減少 35.6%
 7,046m³/日減少 31.7%

3 施設の現状把握①

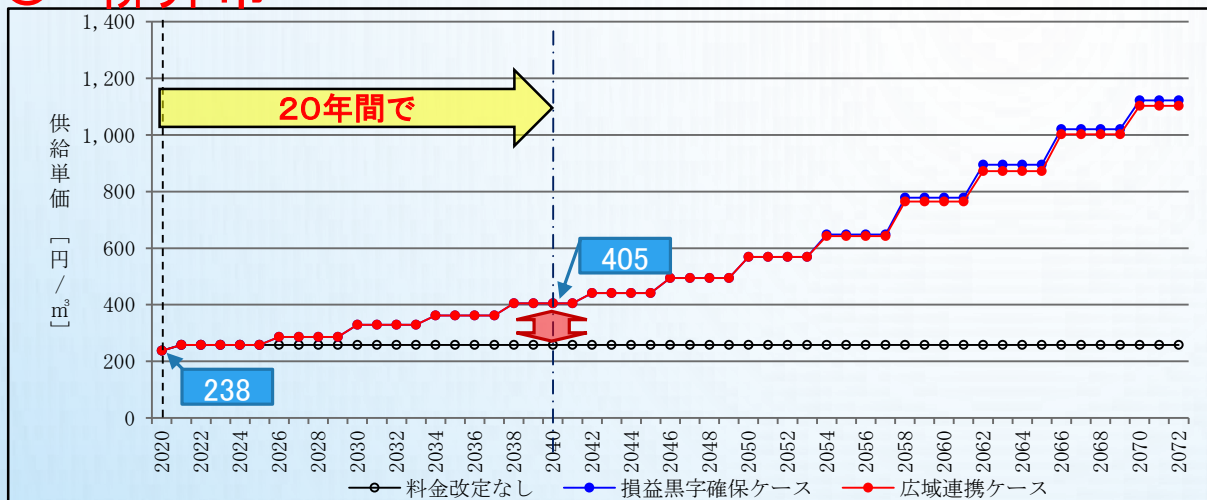
【令和5年3月議会で報告】



4 財政シミュレーション①

【令和5年3月議会で報告】

○ 柳井市



供給単価 2020年 238円/m³
 上昇
 2040年 405円/m³ ≪1.6倍≫

供給単価の上昇を抑えるには！

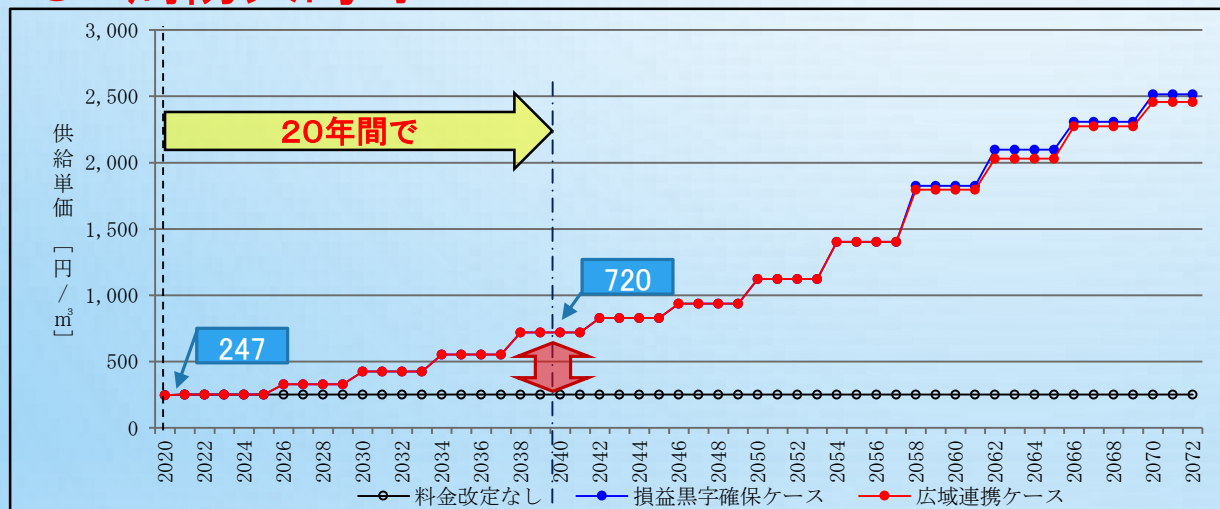
経費削減

更新計画の見直し
 ≪ダウンサイジング≫

繰入

△1億6,699万円
 (不足額)

○ 周防大島町



供給単価 2020年 247円/m³
 上昇
 2040年 720円/m³ ≪2.9倍≫

供給単価の上昇を抑えるには！

経費削減

適正な施設規模・
 施設管理
 ≪施設再編≫
 ≪ダウンサイジング≫

繰入

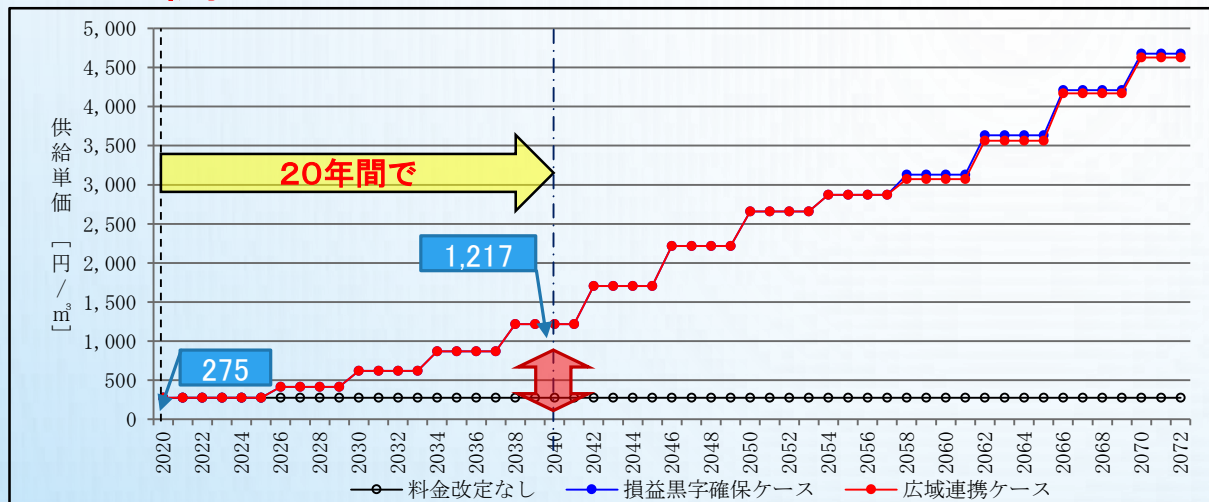
△2億6,692万円
 (不足額)

※: 料金改定なし(施設更新出来ない、損益黒字確保ケース(単独経営)、広域連携ケース(これまでの広域連携の取組みを継続)

4 財政シミュレーション②

【令和5年3月議会で報告】

○ 上関町



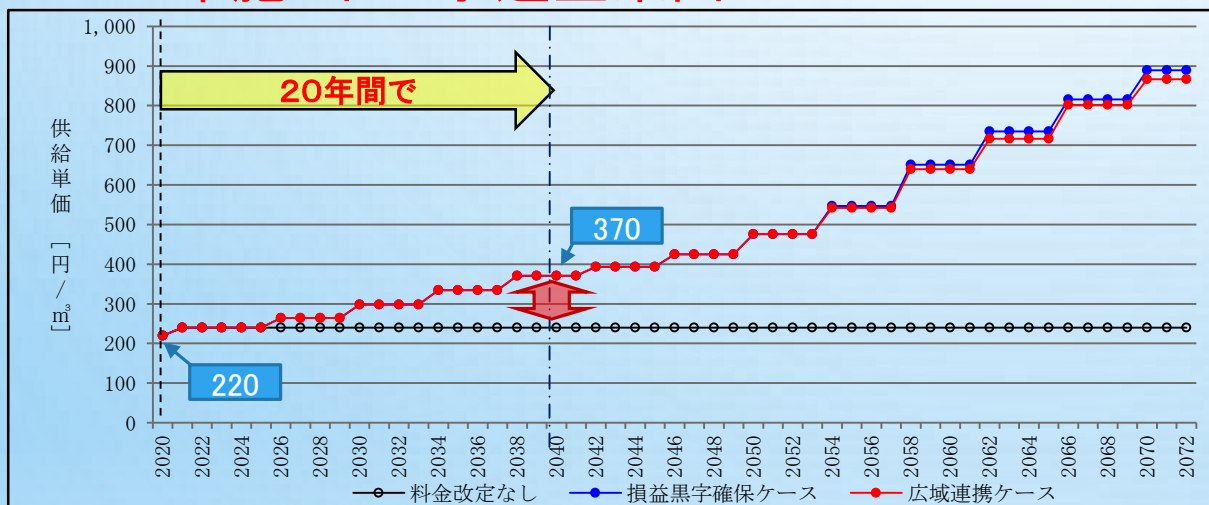
供給単価 2020年 275円/㎥
 2040年 1,217円/㎥ ≪4.1倍≫

供給単価の上昇を抑えるには！

経費削減
 適正な施設規模
 施設管理
 ≪資産整理≫
 ≪ダウンサイジング≫

繰入
 △2億565万円
 (不足額)

○ 田布施・平生水道企業団



供給単価 2020年 220円/㎥
 2040年 370円/㎥ ≪1.5倍≫

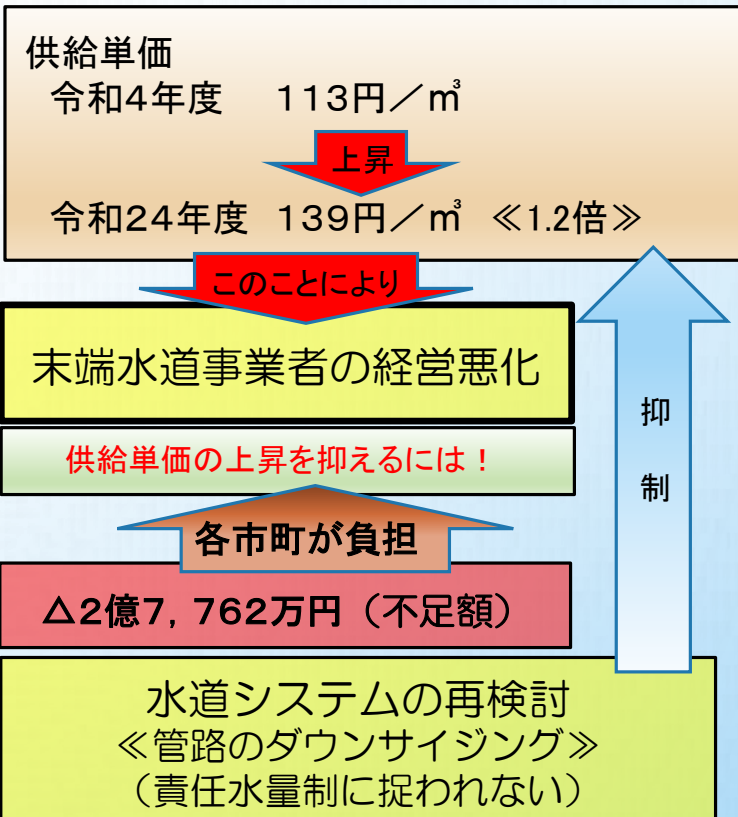
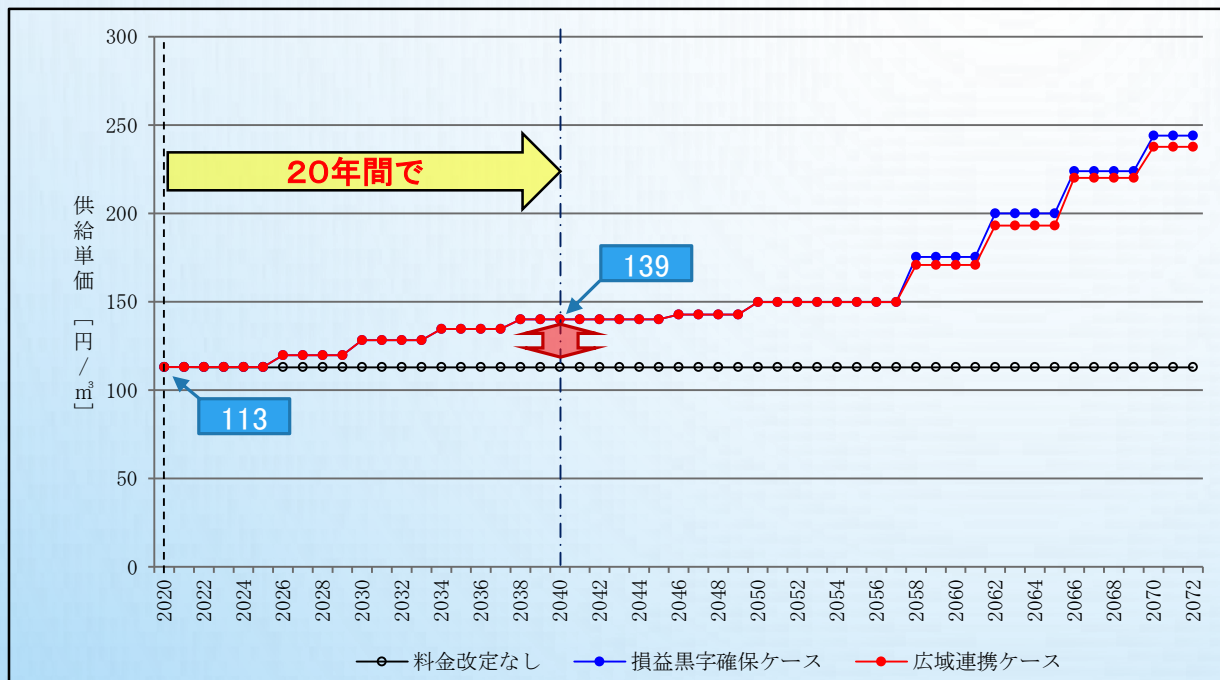
供給単価の上昇を抑えるには！

経費削減
 更新計画の策定
 ≪資産整理≫
 ≪ダウンサイジング≫

繰入
 △2億439万円
 (不足額)

※: 料金改定なし(施設更新出来ない、損益黒字確保ケース(単独経営)、広域連携ケース(これまでの広域連携の取組みを継続)

○ 柳井地域広域水道企業団



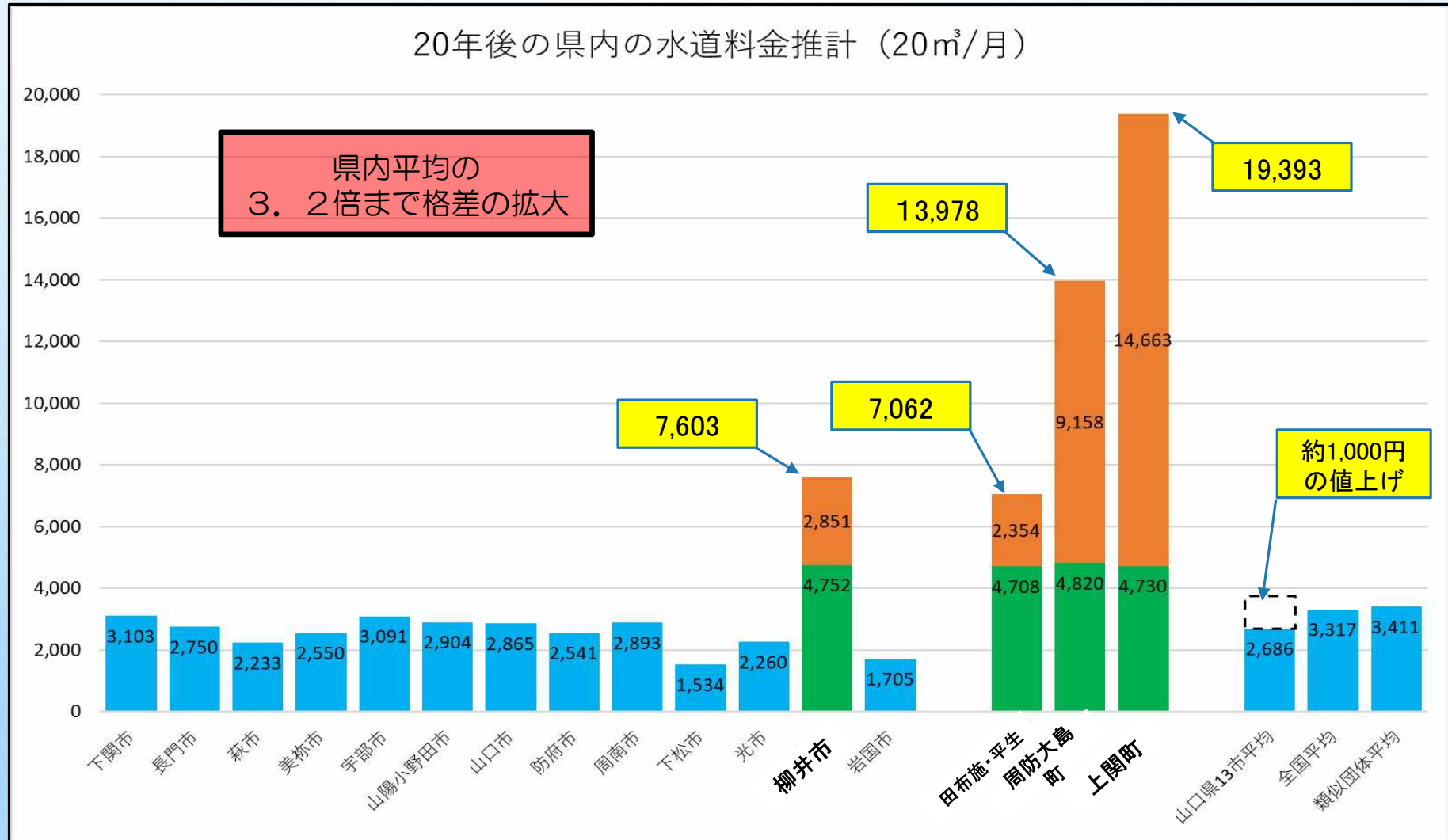
○ 財政シミュレーションまとめ

- 水道事業を継続していくための必要な施設更新を実施するには、全ての事業体で大幅な料金改定が必要。
- 単独事業継続、現状の広域連携の継続では大幅な料金改定は避けることが出来ない。

5 20年後の水道料金

【令和5年3月議会で報告】

○ 20年後の水道料金



※ 柳井地域の水道事業者の水道料金の算出 : 今回の財政シミュレーションにより算出された給水原価の増額率を単純に反映した場合

6 課題の抽出と目標設定

【令和5年3月議会で報告】

○ 更新需要の見通し

区分	事業体	柳井市	周防大島町	上関町	田布施・平生 水道企業団	柳井地域広域 水道企業団	合計
法定耐用 年数の1.5 倍で更新	構造物 設備	19億円 (0.5億円/年)	102億円 (2.6億円/年)	70億円 (1.8億円/年)	58億円 (1.5億円/年)	190億円 (4.8億円/年)	439億円 (11.0億円/年)
	管路	153億円 (3.8億円/年)	155億円 (3.9億円/年)	9億円 (0.2億円/年)	123億円 (3.1億円/年)	188億円 (4.7億円/年)	628億円 (15.7億円/年)
計		172億円 (4.3億円/年)	257億円 (6.4億円/年)	79億円 (2.0億円/年)	181億円 (4.5億円/年)	378億円 (9.5億円/年)	1,062億円 (26.6億円/年)

上段: 40年間に係る費用、下段: 1年間に係る費用

○ 目標設定

観点 の 区分	目標の内容
安全	(1) 安心・安全な水道の安定供給 ・水質管理・施設維持管理の充実
強靱	(2) 災害に強い信頼性の高い 水道施設とシステムの構築 ・災害対策の充実
持続	(3) 経営基盤の強化 ・経営の効率化
	(4) 持続可能な水道事業運営 ・施設及び管路の計画的更新 ・人材育成と技術継承
	(5) 水道サービス水準及び 技術水準の向上

○ 現状の課題

< 人員的課題 >

- ・職員数と技術継承

< 財政的課題 >

- ・経営基盤の強化と財源確保

< 営業的課題 >

- ・適正な料金設定

< 施設の課題 >

- ・管路の耐震化・更新
- ・浄水施設の耐震化

< 維持管理・委託の課題 >

- ・共同発注による効率化
- ・各種システムの統一

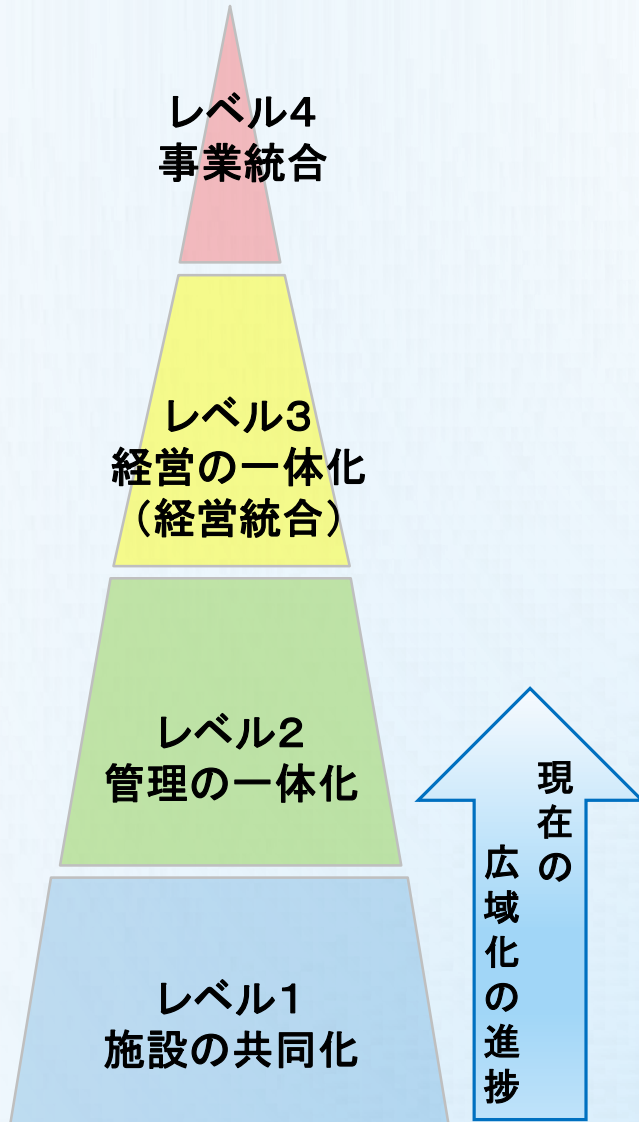
《水道法の改正》水道の基盤を強化するための基本的な方針

◆水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

事業運営に必要な人材を自らが確保。単独での人材が確保が難しい場合には、広域連携や官民連携を活用

7 水道事業の広域化の種類(施策と課題)

【令和5年3月議会で報告】



《施策》 事業統合により一つの水道事業で運営

- 【課題】
- ・施設整備維持管理水準の統一
 - ・事業体毎の内部留保資金の扱い
 - ・経営基盤強化、職員の確保と技術継承
 - ・水道料金の統一(格差による繰入検討)

《施策》 一つの水道事業体で複数の事業運営

- 【課題】
- ・経営統合による新たな経費が必要 → 補助金の有効活用
 - ・多大な調整が必要(事務所・議会・職員・システム統合)
- 〔効果〕
- ・水道サービスの平準化、維持管理体制の強化
 - ・経営基盤強化、職員の確保と技術継承
 - ・広域水道企業団の施設更新に向けた体制強化

《施策》 共同発注、システム統合、維持管理水準の統一、配水池監視の集約

- 【課題】
- ・維持管理水準の統一を図った上での共同発注が必要
 - ・上位の広域化を図るためにはシステム統合が必要
 - ・一部の事業体で事務が集中
- (すでに、一部事業体で共同発注を実施)

《施策》 緊急連絡管の整備

- 【課題】
- ・一部事業体に対する限定的な施策 → 柳井地域の課題は緊急時よりも経営の基盤の強化
- (すでに、2つの企業団により施設の共同化が図られている)

○ 方向性のとりまとめ

《 施策 》

- レベル1 緊急時連絡管(一部の市町に限定)
- レベル2 共同発注・包括委託の拡大、維持管理水準の統一等
- レベル3 経営の一体化(経営統合)(事業間の垣根を超えた対応、各種調整に多大な労力)
- レベル4 事業統合(維持管理水準・経営状態の格差、水道料金の格差統一)

○ 水道事業の課題の解決に向けた連携形態ごとの評価

3つの観点	目指すべき方向性	重要課題	現状維持	連携形態			
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
				施設の共同化	管理の一体化	経営の一体化	事業統合
安全	安心・安全な水道の安定供給	維持管理・委託	△	△	△	○	○
強靱	災害に強い信頼性の高い水道システムの構築	施設	△	△	△	○	○
持続	経営基盤の強化	財政的	×	×	×	△	△
	持続可能な水道事業運営	人員の	×	×	△	○	○
	水道サービス水準及び技術水準の向上	営業的	×	×	×	△	○
		給水	—	—	—	—	—

- : 課題解消に近づく
- △: 一部の課題解消に寄与する
- ×: 課題解消に至らない
- : 現状の課題なし

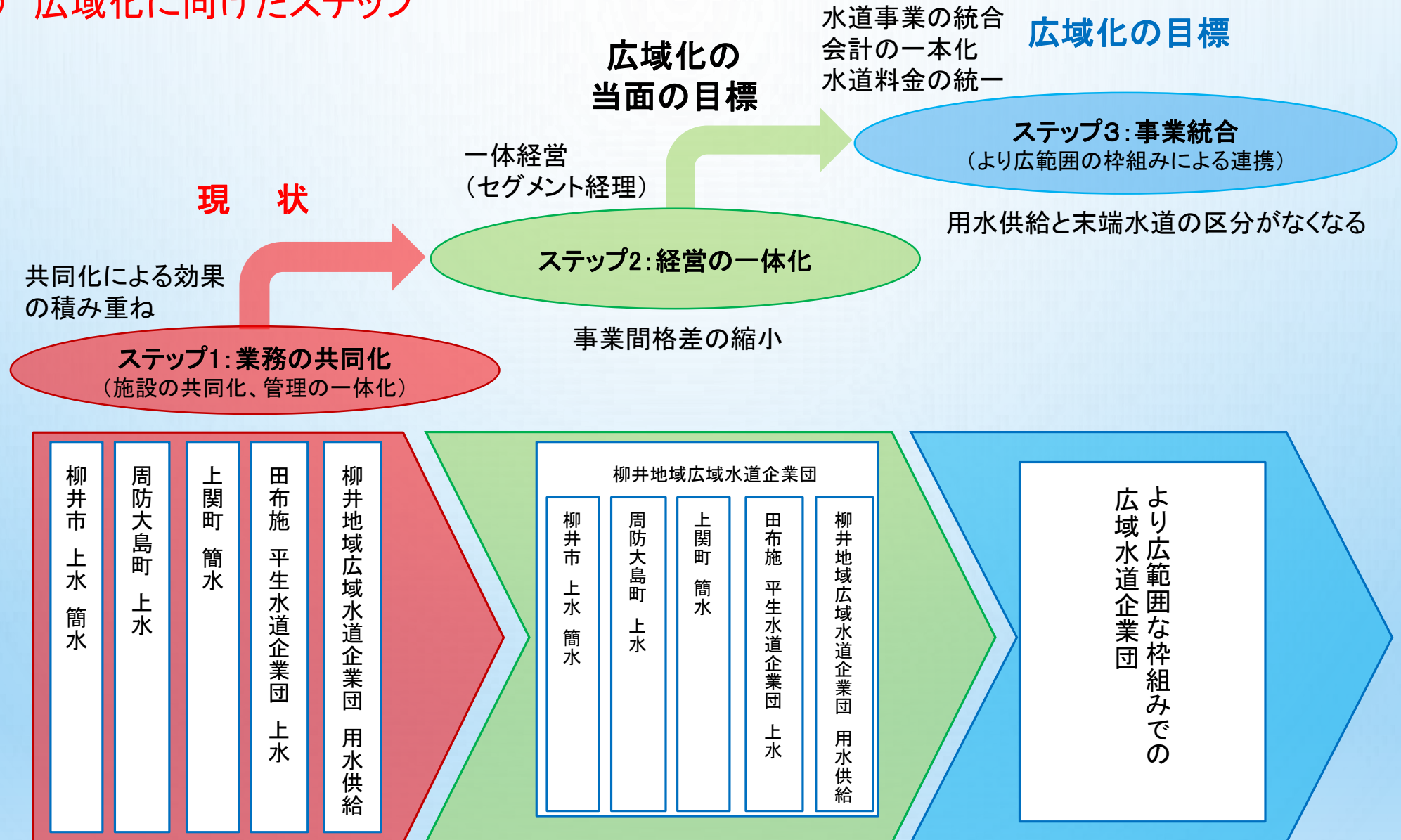
レベル3以上でないと広域化の効果が出ない



9 広域化の方向性(まとめ)

【令和5年3月議会で報告】

○ 広域化に向けたステップ



10 水道事業の広域化の概要

【令和5年9月議会で報告】

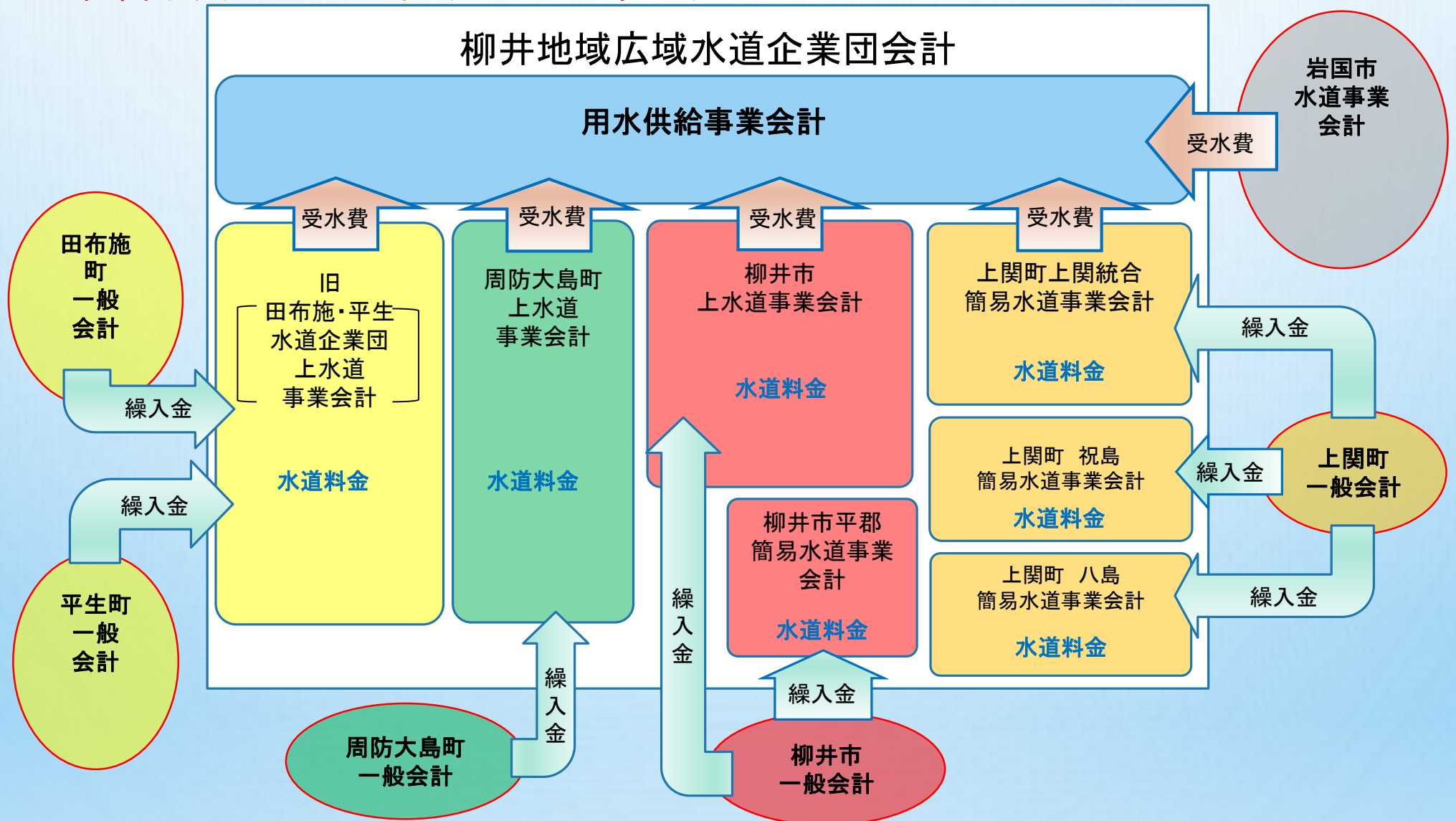
現在



統合後



○ 経営手法のイメージ図(セグメント経理)



○ 公営企業アドバイザー 早稲田大学 研究院准教授 佐藤裕弥

《基本構想について》

本地域における問題はヒトの問題で、各構成団体における適正な職員数、知識と経験の蓄積などの点で効果が大きいことから、目先の経費削減効果以外の効果を含めて水道広域化を進めていくことが望ましい。

《財政シミュレーションについて》

この財政シミュレーションは水道広域化を判断するための資料として活用できる。

《総合意見と今後の進め方について》

- ① 事業統合を目指して、今回は当面の通過点として経営統合とすることは、実務上の考え方として合理的である。
- ② 今回の報告書をもとに、来年度以降を水道広域化の移行期間と位置づけ、直ちに活動を開始することが適当と考える。
- ③ 水道広域化を前進させるための仕組み、目標年次や実現までの工程表を具体的に追記することが適当と考えられる。
- ④ 今後、プロジェクトチームを直ちに立上げ広域化対応を進める。
- ⑤ 統合までの諸課題は、順次出来るところから各構成団体が行き組みを進めることが合理的である。
- ⑥ ダウンサイジング(たとえば浄水場の廃止)については、今後の給水サービスの持続という大きな枠組みに影響するため、時間をかけて検討する必要があることから、報告書の中で結論を急ぐ必要はない。
- ⑦ 水道広域化は確実に利害が対立することから、利害調整機能としてのアドバイザーを活用することが望ましい。
- ⑧ 水道広域化の実現を待つことなく、水道法とともに地方公営企業関係法令の枠内で、関係団体で出来る限り、経営基盤の強化を進めることが適当である。

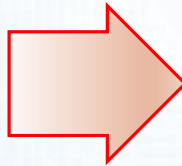
13 柳井地域水道事業広域化検討委員会での合意内容(令和5年2月8日)

【令和5年3月議会で報告】

○ 水道事業の広域化の検討目的

当初の目的

広域連携による経費削減効果
➡ 水道料金の抑制を図る



検討の結果

柳井地域の水道事業を継続していくための方策

○ 水道事業の広域化の方向性

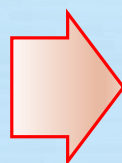
柳井地域以外により広範囲な事業統合を最終目標とし、当面の目標は、柳井地域の全ての水道事業体の経営の一体化(経営統合)を目指す。

○ 経営の一体化(経営統合)とは

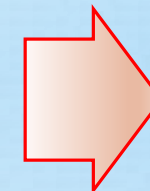
- ① 柳井地域広域水道企業団が、末端水道事業までの全ての水道事業をおこなう。
- ② 経営手法はセグメント経営を採用する。

○ 経営の一体化(経営統合)の時期

より効果を出すためには、
スピード感をもって統合を進めていく必要



プロジェクトチーム
人的体制強化



(目標)
令和7年4月1日

14 令和5年2月8日以降の取組み

日付	内容
R5.2.8	広域化検討委員会で広域化について合意
R5.3.3 ～3.14	広域化に係る行政報告 (周防大島町、柳井市、上関町、平生町)
R5.3.15	新聞報道(中国新聞)
R5.3.16	岩国市に概要説明
R5.3.17	山口県生活衛生課、市町課へ概要説明
R5.3.20 ～28	広域化に係る行政報告 (田布施町、田布施・平生水道企業団)
R5.4.4～	広域化準備協議(柳井市と広域水道企業団)
R5.4.6	山口県生活衛生課、市町課との協議 一部事務組合、認可等事前相談
R5.4.27 ～5.2	国本県議、有近県議、柳居県議へ概要説明
R5.5.24	第1回 広域化検討委員会専門部会 広域化プロジェクトチームの立上げ等 (以下広域化PTという。)
R5.7.11	第2回 広域化検討委員会専門部会 第1回 広域PT(企業団設立部会)
R5.7.19	第1回 広域化PT(総務部会) (財務・会計・営業部会)
R5.7.26	第2回 広域PT(企業団設立部会)
R5.7.27	山口県協議
R5.7.28	広島県水道広域連合企業団視察
R5.7.31	第1回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.8.1	第2回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.8.3	第2回 広域化PT(総務部会)

日付	内容
R5.8.9	第3回 広域PT(企業団設立部会)
R5.8.10	第2回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.8.15	第3回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.8.17	第3回 広域化PT(総務部会)
R5.8.23	第4回 広域PT(企業団設立部会)
R5.8.24	第3回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.9.5	第4回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.9.13	第5回 広域PT(企業団設立部会)
R5.9.14	第4回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会) 佐賀西部広域水道企業団視察 佐賀東部水道企業団視察
R5.9.19	第5回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.9.21	第4回 広域化PT(総務部会)
R5.9.22	広島県水道広域連合企業団協議
R5.9.27	第6回 広域PT(企業団設立部会)
R5.9.28	第5回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.10.3	第6回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.10.5	第5回 広域化PT(総務部会)
R5.10.11	第7回 広域PT(企業団設立部会)
R5.10.12	第6回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.10.17	第7回 広域化PT(財務・会計・営業部会)

日付	内容
R5.10.19	第6回 広域化PT(総務部会)
R5.10.23	広域化検討委員会幹事会
R5.10.25	第8回 広域PT(企業団設立部会)
R5.10.26	第7回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.10.31	岩国市水道局 報告
R5.11.2	岩国市環境部 報告 第7回 広域化PT(総務部会)
R5.11.7	第8回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.11.8	第9回 広域PT(企業団設立部会)
R5.11.9	第8回 広域化PT(施設部会) (配水・給水部会)
R5.11.15	山口県議会議長要望(柳井市)
R5.11.16	第8回 広域化PT(総務部会)
R5.11.20	山口県知事要望※(柳井市)
R5.11.21	第9回 広域化PT(財務・会計・営業部会)
R5.11.22	第3回 広域化検討委員会専門部会
R5.11.24	柳井地域水道事業広域化に関する研修会

※ 11/24 田布施町、上関町
11/30 平生町、周防大島町

1 柳井地域水道事業広域化プロジェクトチーム(以下「広域化PT」)の役割

柳井地域水道事業の経営の一体化(経営統合)を推進するため、別表1に記載された取り組み項目について、調査・検討を行い、取りまとめ、合意内容について柳井地域水道事業広域化検討委員会専門部会(以下「専門部会」)に諮る。

2 作業部会

広域化PTは、「企業団設立部会」「総務部会」「財務・会計・営業部会」「施設部会」「配水・給水部会」の5つの部会毎に調査・検討を行い合意を図る。

3 スケジュール

広域化PTは検討内容毎にチームリーダーを決め、グループ毎に月2回をペースで会議を開催し、合意形成を進める。

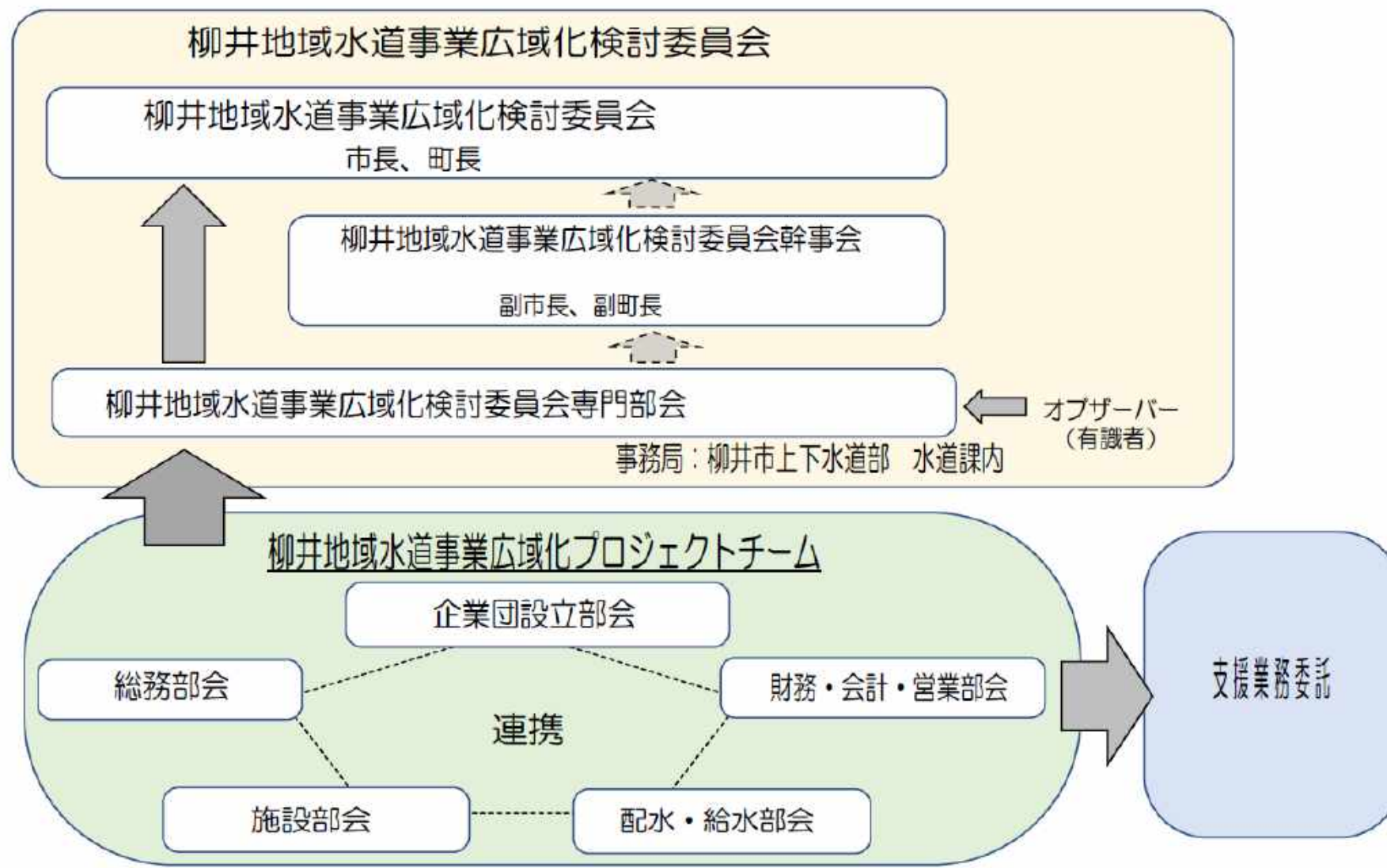
4 その他

広域化PTは、統合迄に合意を図る内容について優先的に調査・検討を進める。

広域化PTは、統合後に合意を図る内容であっても、統合迄に合意が図られるものについては、調査・検討を進める。

条例改正や要綱制定などの調整は関係部会で調整し、調整した内容について総務部会に諮ることとする。

広域化PT概念図



別表1

(企業団設立部会)
1) 企業団議会並びに組織関係
① 企業団議会
② 法定協議会(認定協)
③ 事務所の位置
④ 組織の規模・職員数
⑥ 職員の身分・派遣
⑦ 一部事務組合
⑧ 認可
⑨ 監査
⑩ 事業計画
⑪ 調印式・開所式
⑫ その他

(総務部会)
2) 総務関係
① 法令、条例及び規程等(別表2)
② 職員の賞罰
③ 職員の任免及び服務
④ 諸給与
⑤ 職員の研修及び福利厚生
⑥ 出張命令
⑦ 文書の收受発送保管
⑧ 庁内の取締管理
⑨ 車両の維持管理
⑩ 職員組合
⑪ 水道協会
⑫ 建設工事等指名受付及び審査
⑬ 情報システム・HP等
⑭ その他

(財務・会計・営業部会)
3) 財務・会計・営業関係
① 予算及び決算
② 資金計画
③ 決算統計・事業統計
④ 金銭及び諸証券の収納保管
⑤ セグメント経理
⑥ 会計システム(交付金要望)
⑦ 料金システム(交付金要望)
⑧ 水道料金(金融機関との調整)
⑨ 窓口業務等包括外部委託
⑩ 起債申請、補助金申請
⑪ 物品の購入及び検収
⑫ 資材及び物品の収納保管
⑬ その他

(施設部会)
4) 水源・導水・浄水・送水・配水施設関係
① 水源地・浄水場の維持管理
② 送水施設・配水施設の維持管理
③ 包括外部委託
④ 遠隔監視システム(交付金要望)
⑤ 水質検査(末端水道を含む)
⑥ 水質計画
⑦ その他

(配水・給水部会)
5) 配水・給水関係
① 事業計画・実施計画
② 水道ビジョン・老朽管更新計画
③ 水道工事の企画及び施行(管理基準等)
④ 水道工事の検査及び検収
⑤ 入札制度
⑥ 消火栓
⑦ 管路情報システム(交付金要望)
⑧ 資産台帳(交付金要望)
⑨ 配水管の維持管理(修理工番制度)
⑩ 給水装置(基準・開発行為・給水要望)
⑪ 水道メーターの維持管理
⑫ 指定給水装置工事事業者
⑬ 占用並びに地下埋設物確認申請
⑭ 積算システム
⑮ CADシステム
⑯ 飲料水対策
⑰ その他

※
統合迄に調整が必要な内容: 赤字

○ 広域化に伴い、共同事務の変更、経営主体の変更及び事業認可の変更が必要

(1) 共同事務の変更

地方自治法第286条の規定に基づき「柳井地域広域水道企業団規約」の一部改正により対応する。田布施・平生水道企業団の所有する財産等は、両町を經由せず柳井地域広域水道企業団へ継承することは可能。今後検討する主な項目は、次の表のとおり

項目	内容
組織する団体 （「関係市町」という）	変更なし 柳井市、岩国市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町
共同処理する事務	追加 関係市町の水道事業の経営に関する事務
経費	追加 水道事業の経営に関する事務に係る経費は、当該市町が100%負担する(セグメント会計)
その他	関係市町(岩国市を除く)の水道事業の事務は、令和7年4月1日に柳井地域広域水道企業団が継承する。 令和7年3月31日現在関係市町の水道事業が保有する資産、負債及び資本は、令和7年4月1日に企業団が継承する。

(2) 経営主体の変更

地方公営企業法第4条の規定に基づき「柳井地域広域水道企業団用水供給事業の設置等に関する条例」の一部改正により対応する。今後検討する主な項目は、次の表のとおり

項目	内容
条例名	柳井地域広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例
設置	用水供給事業に水道事業(簡易水道事業を含む)を追加
法の適用	簡易水道事業(柳井市、上関町)に地方公営企業法の全部の規定を適用
経営の基本	用水供給事業に水道認可の概要を記載
特別会計	水道事業及び用水供給事業を通じ一つの会計 財政健全化法に基づく資金不足の算定する場合の会計単位 決算統計の報告単位は、水道事業、用水供給事業及び簡易水道事業

(3) 事業認可の変更

水道法第6条の規定に基づき関係市町の水道事業について、「**水道事業等の認可等の手引き1-4-2の他の水道事業等の全部譲り受けに伴う創設認可の取扱い**」により対応する。

用水供給事業(厚生労働省認可)は認可変更の手続きは不要

認可先	創設認可の対象となる事業
山口県認可	柳井市水道事業、柳井市平郡簡易水道事業
	周防大島町水道事業
	上関統合簡易水道事業、祝島簡易水道事業、八島簡易水道事業
	田布施・平生水道事業

17 柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書①

【令和5年12月議会で報告】

10/23幹事会において合意

柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団（以下「構成団体」という。）は、水道事業の統合について、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、安全・安心な水道水を適切な料金で、将来にわたり持続的に供給できる水道システムを構築することを統合の目的とする。

（定義）

第2条 この基本協定において、統合する水道事業とは、構成団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げる事業をいう。

- （1）水道法第3条第2項に規定する水道事業
- （2）水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業
- （3）水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

（統合の期日）

第3条 水道事業の統合の期日は、令和7年4月1日とする。

（統合の方法）

第4条 水道事業の統合の方法は、現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合によるものとする。

（経営の主体）

第5条 経営の主体は、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）とする。

17 柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書①

【令和5年12月議会で報告】

10/23幹事会において合意

(運営体制)

第6条 事業開始時の運営体制は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、構企業団を除く成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持する。

(相互協力)

第7条 構成団体は、企業団が経営する地域の健全な水道事業を実現し、水道サービスの向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

(資産等)

第8条 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐものとする。

2 引き継いだ水道用資産のうち、水道事業の用に供しなくなった固定資産は、速やかに用途廃止を行い、構成団体協議の上、構成団体へ返還するものとする。

3 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないものとする。ただし、貸付けの場合は、この限りでない。

(統合の事業計画)

第9条 統合の事業計画は、専門部会において、本協定に基づき調整事項について検討を行い、策定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書7通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年1月を目途 調印式を開催

本日

○ 協定書により事業計画書を策定(現在策定中)

○ 3月議会で素案をお示しできるよう準備を進めています。

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

企業団の基本理念と基本方針を定め、事業開始から10年間の企業団の組織体制、業務運営、施設整備財政運営など企業団の基本的事項や事業内容を取りまとめたもの。

2 基本理念・基本方針

基本理念 …… 企業団の責務

基本方針 …… 企業団の取組みの方向性

3 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

第2章 水道事業の現状と課題

1 概況

構成団体が経営する水道事業等について

2 将来見通しと課題

水需要 …… 人口推移と給水量、給水収益、企業団供給単価、受水費の見通し

施設 …… 施設の老朽化の現状や更新需要や施設能力余剰の見通し、管路の老朽化と更新需要の見通し、施設・管路の耐震化の状況

財務 …… 単年度純利益、資金残高、企業債残高、給水原価、供給単価の見通し

人材・技術力 …… 職員数、技術系職員数、水道業務平均経験年数

第3章 組織・職員計画

1 組織・職員体制の基本的な考え方

施設や管路の更新を計画的に行い、将来にわたって持続可能な水道サービスの提供が可能となる組織体制の構築

2 企業団の経営形態

用水供給事業に加え水道事業及び簡易水道事業を加えた経営統合、経営の方法はセグメント經理の採用

3 名称

柳井地域広域水道企業団

4 組織機構

企業団議会、執行機関(事業開始時の職員の配置予定人数、課の事務分掌)

5 職員

職員定数、事業開始時の職員の配置予定人数、職員の身分、人材育成

6 庁舎

主たる事務所は、〇〇〇に置く。

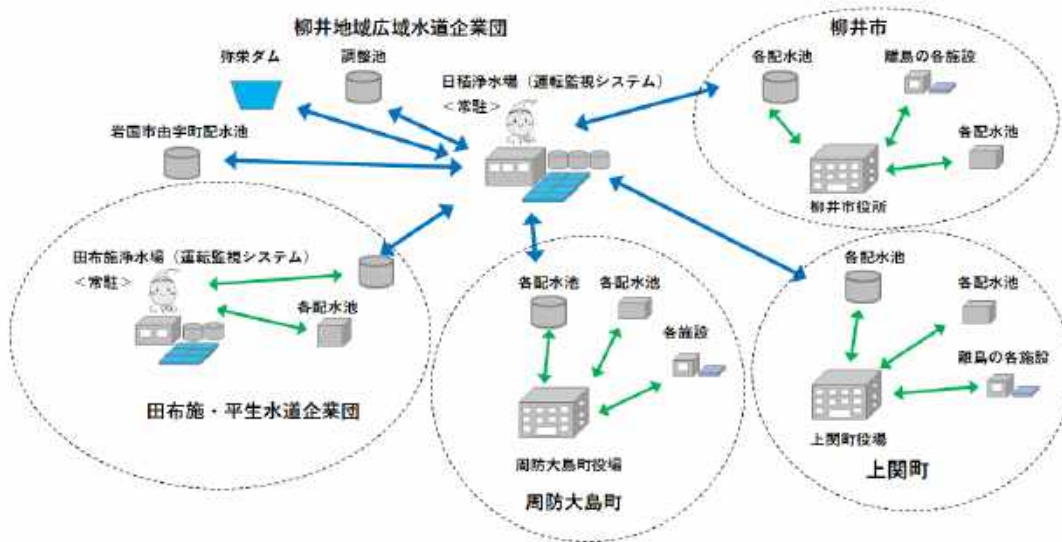
第4章 通信基盤・システム整備計画

1 システム整備計画の基本的な考え方

強固なセキュリティ確保、申請手続き等水道サービスの利便性の向上、国交付金を活用したシステム統合と標準化

2 整備概要

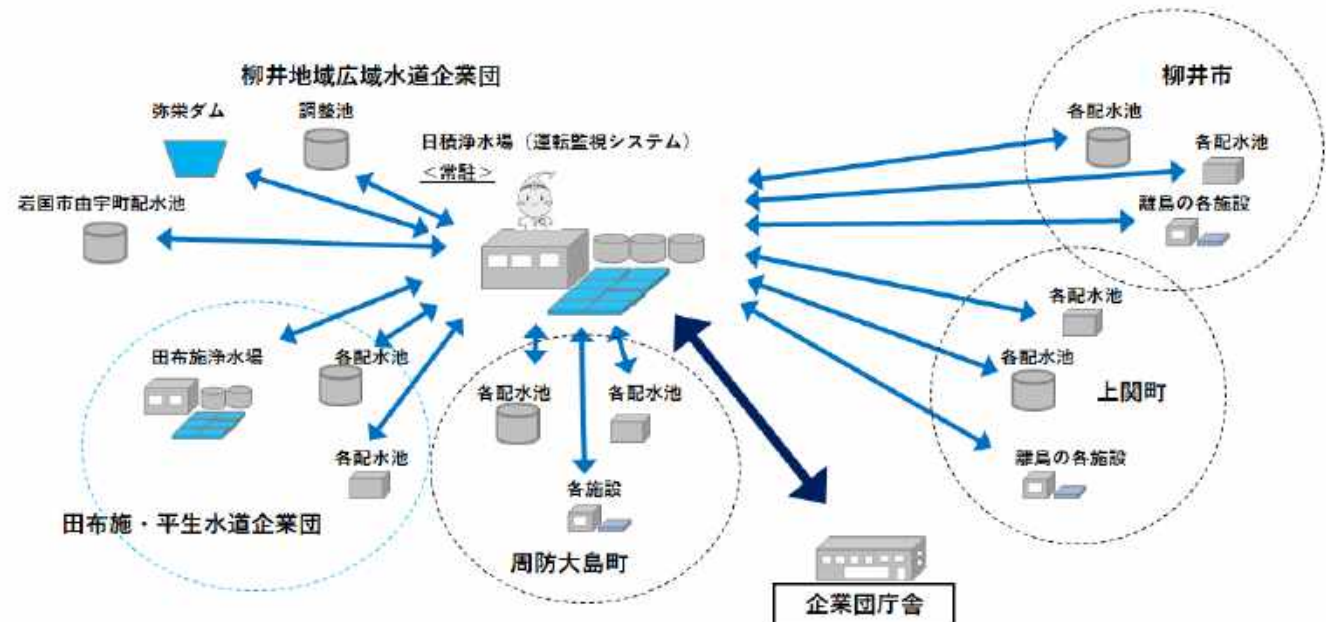
グループウェア、人事・給与システム、企業会計システム、例規管理システム、管路情報システム、浄水場等遠隔監視システム、資産台帳システム等の整備とロードマップ



統合前

運転監視のイメージ図

統合後



第5章 業務運営計画

1 業務運営の基本的な考え方

- ・ 統合により強化される経営資源(ヒト・モノ・カネ)のスケールメリットを活用し業務の効率化を図る
- ・ 構成団体が築き上げたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルの向上を図る
- ・ 迅速かつ効率的な危機管理体制の構築

2 営業業務

営業窓口、営業体制及び業務内容、ロードマップ

3 給水装置業務

給水装置窓口、基準の統一等のロードマップ、指定給水装置工事事業者

4 運転監視業務

運転監視拠点や運転監視システム、施設の保全基準の統一

5 保全業務

施設、設備、管路の保全拠点、ロードマップ

6 水質管理業務

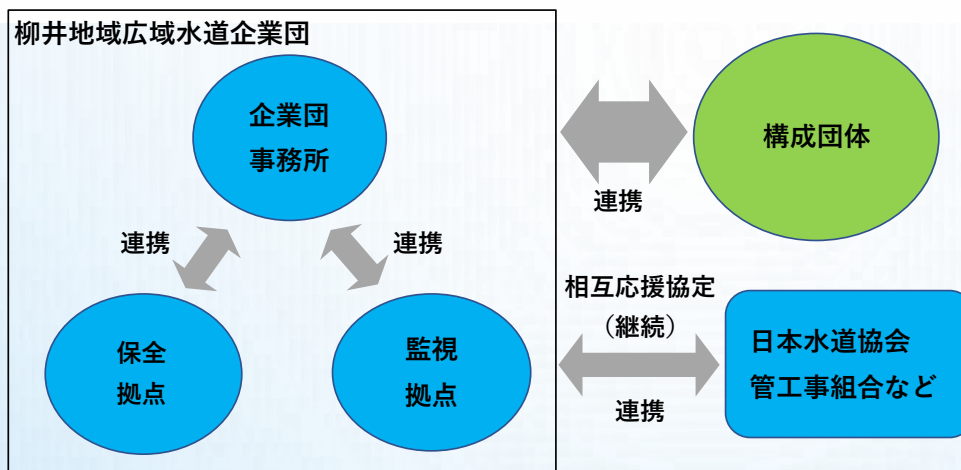
水質管理体制の強化、水質管理計画、水源保全

7 工務

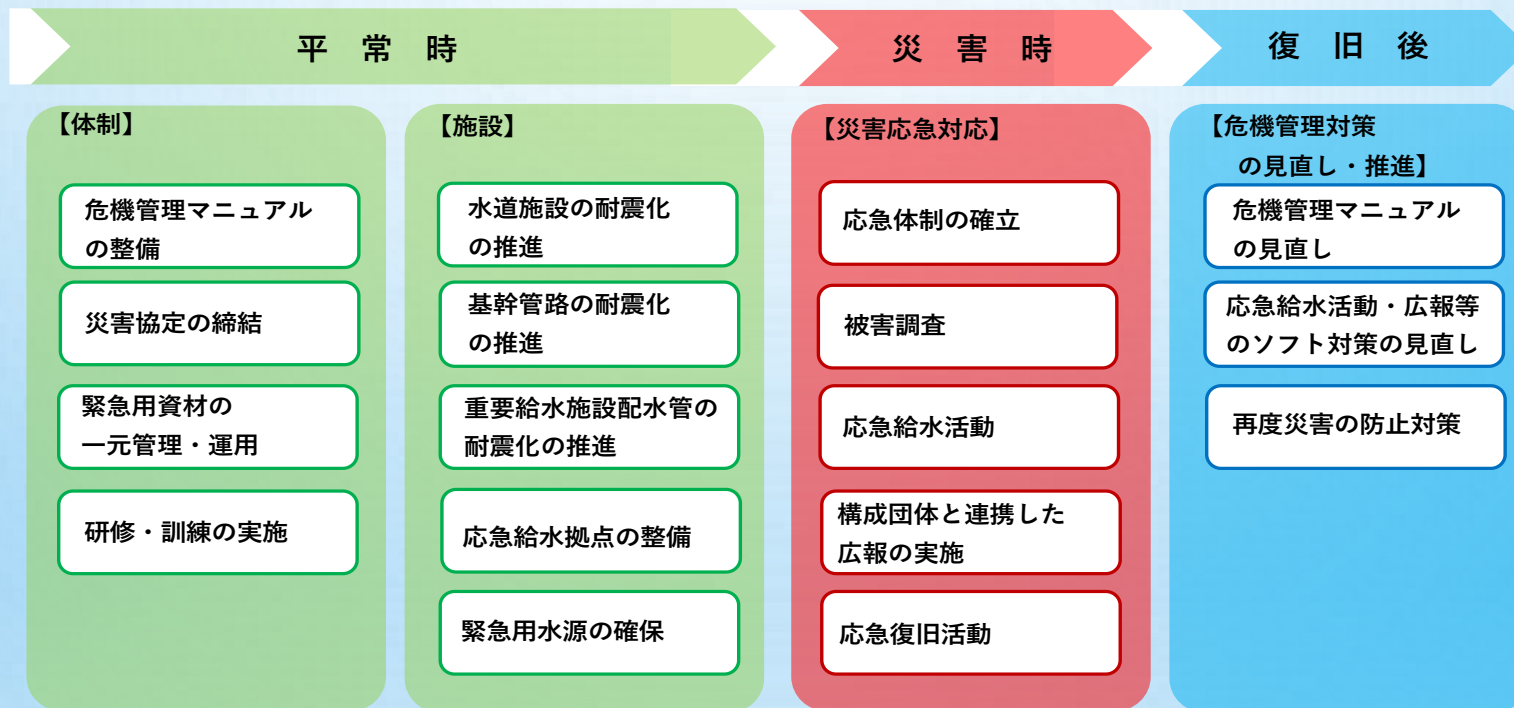
入札契約制度や工事関連基準の統一、指名願ひ、工事予定や入札情報の発信、ロードマップ

8 危機管理

危機管理マニュアル、災害協定、構成団体との連携体制、運搬給水や応急給水、緊急資材、危機管理研修、ロードマップ



危機管理体制のイメージ図



第6章 施設整備計画

1 施設整備計画の基本的な考え方

- ・ 事業毎に施設・管路の機能診断・耐震診断を行い、老朽度や緊急度並びに重要度を考慮した更新計画を策定し、将来の水需要を見据えた上で再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費用の縮減を図る。
- ・ 施設・管路の更新はアセットマネジメントの考え方に基づき実施し、ダウンサイジングを考慮。
- ・ 基幹管路や重要給水施設管路を設定し、国交付金を活用した耐震化を進める。
- ・ 応急給水拠点の整備

2 水需要予測

- ・ 企業団受水団体の水需要予測(1日平均給水量・1日最大給水量の推移)
- ・ 離島の水需要予測(1日平均給水量・1日最大給水量の推移)
- ・ 田布施浄水場配水区の水需要予測(1日平均給水量・1日最大給水量の推移)

3 施設整備

- ・ 統合後、事業毎の施設整備の基本的な考え方に基づき、水需要を反映させた整備計画を策定し、老朽施設・管路の更新を計画的に進め老朽化率の増加を抑制。
- ・ 国交付金を活用し、耐震化を計画的に進め耐震化率の向上と老朽施設の削減を目指す。

第7章 財政運営計画

1 財政運営の基本的な考え方

会計区分毎に経理するセグメント会計を導入、会計区分の取扱い、繰出金の状況、資金残高、企業債残高の現状等整理

2 水道料金等

事業開始時は、構成市町の料金体系を引き継ぐ、水道料金、負担金、手数料の現状等整理

3 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関

金融機関の選定状況等整理

4 収支シミュレーション

事業開始時(令和7年度)から令和16年度までの10年間の収支を試算

～ まとめ ～

- 1 サービスの向上
- 2 施設・維持管理の最適化
- 3 組織・管理体制の強化
- 4 長期的な取り組み

～ 事業毎の課題と対策 ～

- ・ 事業毎にヒト・モノ・カネの課題に対し、対策を整理

- ・ 9月議会で事業計画書のたたき台をお示ししました。今後、3月議会において素案をお示し出来るよう現在検討しております。
- ・ 最終的には、令和6年9月の2市4町の議会で報告していく頂く予定で現在検討を進めています。

20 柳井地域広域水道企業団規約(案)①

【令和5年9月議会で報告】

第1章 総則（共同処理する事務等を追加、事務所の位置の検討）

（企業団の名称）

第1条 この企業団は、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

（組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、柳井市、周防大島町、岩国市、上関町、田布施町及び平生町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

（1）関係市町（岩国市にあっては、岩国市由宇町の区域に限る。）に係る水道用水供給事業に関する事務

（2）関係市町（関係市町が自ら行うものを除く。）に係る水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）に関する事務

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に同法の規定の全部を適用する。

（事務所の位置）

第4条 企業団の事務所は、○○○に置く。

第2章 議会（現在の内容、今後検討）

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は8人とし、関係市町の議会において、議会の議員の中から、柳井市及び周防大島町にあっては各2人、岩国市、上関町、田布施町及び平生町にあっては各1人をそれぞれ選挙する。

現行企業団規約です。
赤字部分について
検討しています。

20 柳井地域広域水道企業団規約(案)②

【令和5年9月議会で報告】

- 2 企業団議員に欠員を生じたときは、当該企業団議員の属する関係市町の議会において、直ちに補欠議員の選挙を行わなければならない。

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

第3章 執行機関(現在の内容)

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、関係市町の長が互選する。
- 3 企業長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(副企業長)

第9条 企業団に副企業長5人を置く。

- 2 副企業長は、企業長以外の関係市町の長をもって充てる。
- 3 副企業長の任期は、当該関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第10条 企業団に補助職員を置く。

- 2 補助職員は、企業長が任命する。
- 3 補助職員の定数は、条例で定める。

このページは
修正内容はありません。

20 柳井地域広域水道企業団規約(案)③

【令和5年9月議会で報告】

(監査委員)

第11条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費(共同処理を行う水道事業等の経費負担に関する項目を追加)

(経費の支弁)

第12条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金その他事業に伴う収入並びに関係市町からの負担金をもって充てる。

2 前項の負担金は次の各号に掲げる負担割合に基づき算出し、関係市町に分賦する。

(1) 第3条第1号に関する事務 計画受水割80パーセント、計画給水人口割20パーセント

(2) 第3条第2号に関する事務 当該関係市町を給水区域とする水道事業等に関する事務の経費に対し100パーセント

附 則(令和〇年〇月〇日)

1 この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条第2項に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

3 関係市町(構成市町が自ら行うものを除く)の水道事業等の事務は、令和7年4月1日に企業団が承継する。

4 令和7年3月31日において、関係市町(構成市町が自ら行うものを除く)が保有する水道事業等の資産、負債及び資本は、令和7年4月1日に企業団が承継する。

企業団規約は令和6年9月の2市4町の議会で審議して頂く予定です。

21 経営統合後の柳井地域広域水道企業団の経営方針①

【令和5年12月議会で報告】

10/23幹事会において合意

(1) 基本理念・基本方針

■ 基本理念 ～企業団の責務・目的～

○ 企業団は、急速に進む人口減少や遠距離導水による高額な水道料金《カネ》に加え、水道施設・管路の老朽化《モノ》、災害への対策、水道事業を担う職員の不足《ヒト》など、経営環境は厳しさを増している中、安全・安心で良質な水を適正な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。

■ 基本方針 ～企業団の取組みの方向性～

○ 水道サービスの提供

- ・ 水源地から末端給水に至るまで、適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供の持続
- ・ **健全な水道事業を確保するための料金と、値上げ幅の抑制《カネ》**
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

○ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を活用した、システム整備や計画的な施設や管路の耐震化《モノ》
- ・ 点在する施設について、管路更新に合わせた施設配置の最適化
- ・ 中・長期的な観点から、本地域の水源確保など、近隣事業体との広域連携の推進

○ 組織・管理体制の強化

- ・ 効率的な組織の構築と構成団体との連携強化
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能な管理体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道技術職員や企業経営を担う職員の確保《ヒト》

21 経営統合後の柳井地域広域水道企業団の経営方針②

【令和5年12月議会で報告】

(2) 基本方針への対策

10/23幹事会において合意

○《ヒト》 水道技術職員や企業経営を担う職員の確保

- 企業経営を担う事務系職員を集約し、経営ノウハウの伝承を図る。
- 水道技術職員を集約し、技術力の向上を図る。
- 民間業者の活用(包括外部委託の活用)
- 水道工事業者の確保

主たる事務所に集約

水道技術系職員の集約により

○《モノ》 システム整備や計画的な施設や管路の耐震化

- 計画的な施設や管路の更新並びに耐震化を図る。
- 施設更新に併せた施設設備の最適化
- 《モノ》 適正な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供

水道事務系職員
の集約により

職員の集約により

国交付金の活用

○《カネ》 健全な水道事業を確保するための料金と、値上げ幅の抑制

- 事務系職員の集約により、適正な水道料金の設定を図る。
<概ね3年から5年毎の適正な時期に水道料金の検証>
- 技術系職員の集約により、国交付金の活用が可能。

○《中・長期的な取組み》

用水供給事業のあり方についての議論を加速させ、近隣市町との広域連携の推進

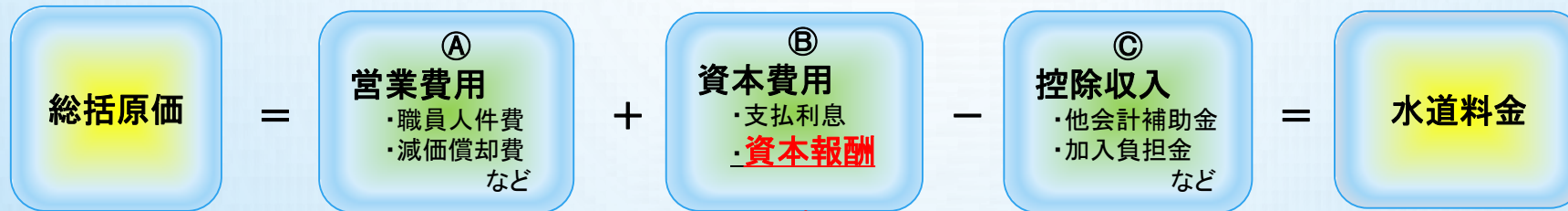
用水供給事業の更新経費を削減することができれば

水道料金の抑制
につながる

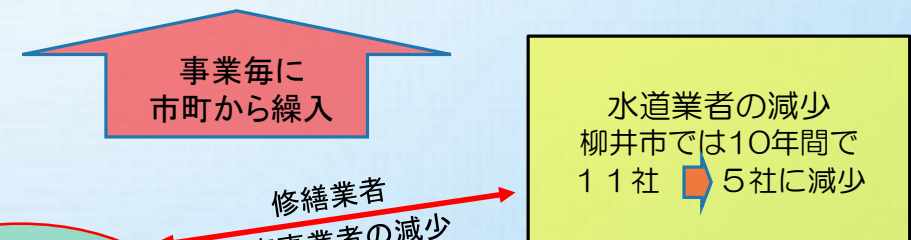
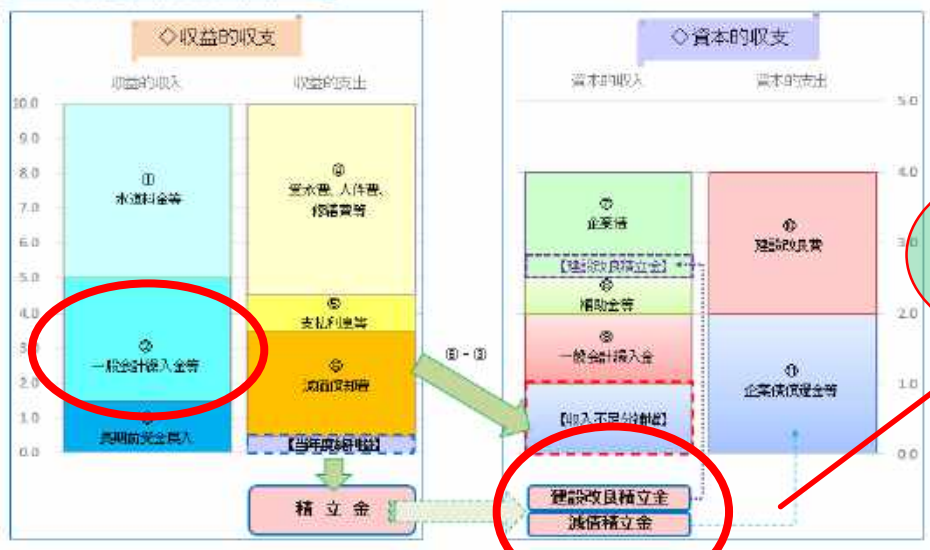
適正な水道料金とは、「利用者が負担すべき費用を負担する料金」をいう。

総括原価方式

≪ 公共料金(水道、電気、ガス等の料金)を定めるうえで広く採用されている方式。 ≫
 誠実かつ効率的な経営の下における適正な営業費用に、**水道事業の健全な運営を確保するために必要な資本費用**(支払利息や資本報酬)を原価に含め、適正料金を算定するもの。



9-2. 水道事業会計の仕組み②



柳井市では老朽管更新に充てる目的

≪ 水道法の改正 ≫
 水道の基盤を強化するための基本的な方針

- ◆ 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
 長期的な観点から、**将来の更新需要等を考慮した上で水道料金設定。**
 その上で、**概ね3年から5年毎の適切な時期に検証及び必要に応じた見直し**

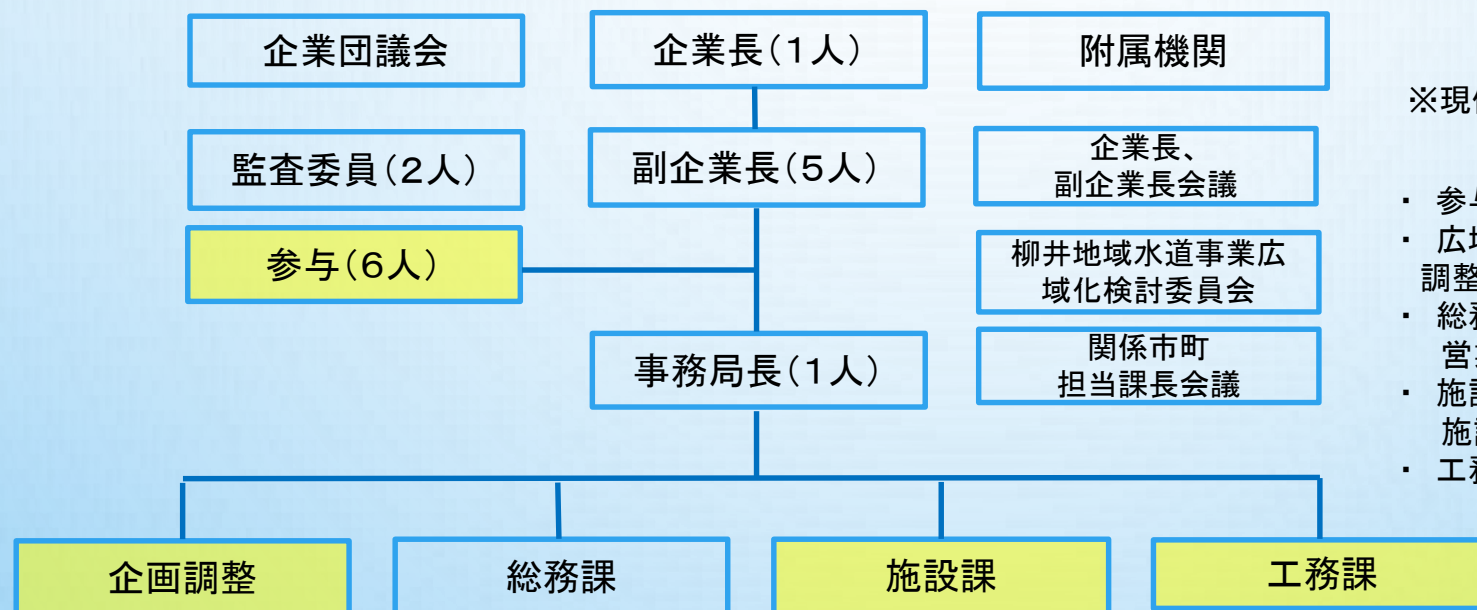
(1) 新たな企業团组织と庁舎について

10/23幹事会において合意

- 主たる事務所は柳井市南町一丁目10番2号に置く。《具体的には、柳井市役所庁舎内とする。》

※主たる事務所とは、事業活動の中心として全ての事業を総括する事務所をいう。

- 組織機関は下記の通り。



※現体制の変更箇所

○○○

- ・ 参与(副市長、副町長)
- ・ 広域連携の推進や、各事業体との調整のため企画調整を別に設ける。
- ・ 総務課に総務係、企画財政係、営業係を置く。
- ・ 施設課に施設整備係、施設維持係を置く。
- ・ 工務課に配水係、給水係を置く。

○ 職員

- ・ 職員数の上限を定める条例上の定数は40人とする。
- ・ 事業開始から当分の間、企業団職員に加え、関係市町からの派遣で対応する。
- ・ 人材の計画的な育成や確保を目指すため、新たな職員採用の実施を検討する。

24 広域化の骨格(主たる事務所とは)

ヒトの集約

	事務所集約型	事務所分散型
	<ul style="list-style-type: none"> 全ての業務を集約 集約の時期は構成団体との協議による 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体の事務所を継続 本部機能を追加
《 事務局案 》	柳井市役所庁舎内 ・職員が主たる事務所で勤務できる体制の構築	
①職員体制	・水道事業に係る知識、経験の集約により、課題解決に向けた取り組みを推進することが可能	・従来どおり
②権限	・市長(町長)から企業長、副企業長へ権限を集約	・市長(町長)から構成団体の管理職へ権限の委譲
③事務所設置に係る費用	・事務所設置に係る経費の負担	・本部と構成団体の事務所との連携に係る経費の負担
④住民サービス	・一般会計部局との連携により維持(窓口業務、管路保全等の初動体制)	・一般会計部局との連携により維持(窓口業務、管路保全等の初動体制)
⑤給水装置サービス	・設計審査体制、統一的な技術指導など(統一に向けた取組みによる効果あり)	・設計審査体制、技術的指導など(団体間における体制、指導等に格差あり)
⑥施設管理	・巡回による施設管理体制(人材育成と複数施設を前提とした包括外部委託の導入並びに遠隔監視体制の整備)	・常駐による施設管理体制(集約型と比較し、施設の運転監視・水質管理、技術の継承の上から施設に近い場所にいることで、効率的な業務が可能となる。)(構成団体別に外部委託を継続することにより、技術の継承に限界、課題が残る)
⑦工事・業務発注体制	・工事管理に関する業務の一部委託(一般会計部局との連携により公共工事の品質確保を図る)	・構成団体で実施する体制を維持(企業団において、公共工事の品質の確保に課題が残る)
⑧管路の維持管理	・一般会計部局との連携により初動体制の構築(離島など主たる事務所から遠方での維持管理体制の構築)	・構成団体で実施する体制を維持(職員が持つ水道事業にかかる知識、経験等の継承に課題が残る)
⑨危機管理	・構成団体の壁を越えて、当該地域での災害対応に組織的に対応が可能	・構成団体ごとに対応(集約型と比較し、臨機な対応が可能となる。)(職員が持つ水道事業にかかる知識、経験等の継承に課題が残る)
⑩災害派遣	・主たる事務所に職員が集約されていることから、災害派遣への要請に対して容易に対応が可能	・少数職場のため、災害派遣の要請に対応するための調整が必要。状況によっては災害派遣が難しい場合も想定される。
⑪金融機関とのやり取り	・金融機関との伝送を主たる事務所でまとめて対応ができる	・一度、主たる事務所に伝送に必要なデータを取りまとめる必要がある。
⑫通信整備	・主たる事務所に集約した管理(交付金を活用してシステム構築までの間、どのように管理するかが課題)	・構成団体で実施する体制を継続(本部との通信環境を整備する必要があり、職員の持つ知識、経験等の継承に課題が残る)

緑色:メリット、赤色:デメリット

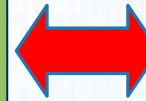
25 広域化の骨格(組織機関)

(1) 管理者(企業長)

- 管理者は**経営責任**と**会計責任**を負う。
 - ・ 経営責任は、監査委員の決算審査意見書で追及される。
 - ・ 経営責任を全うするためには合理的な経営管理を行う必要がある。

地方公共団体の長

- 首長は、**政治責任**、**行政責任**、**会計責任**を負う。



柳井地域の全ての末端水道は、水道料金だけでは、経営を維持できていない。

全ての事業体において、一般会計より多額の繰入金により、なんとか経営を維持

今回の広域化はセグメント経営を採用した経営統合ですので、企業団と市・町が連携して経営を維持していく必要がある。

そのため、副市長・副町長に行政のトップとし、個々の水道経営に携わって頂く。

(2) 参与の役割

具体的には、

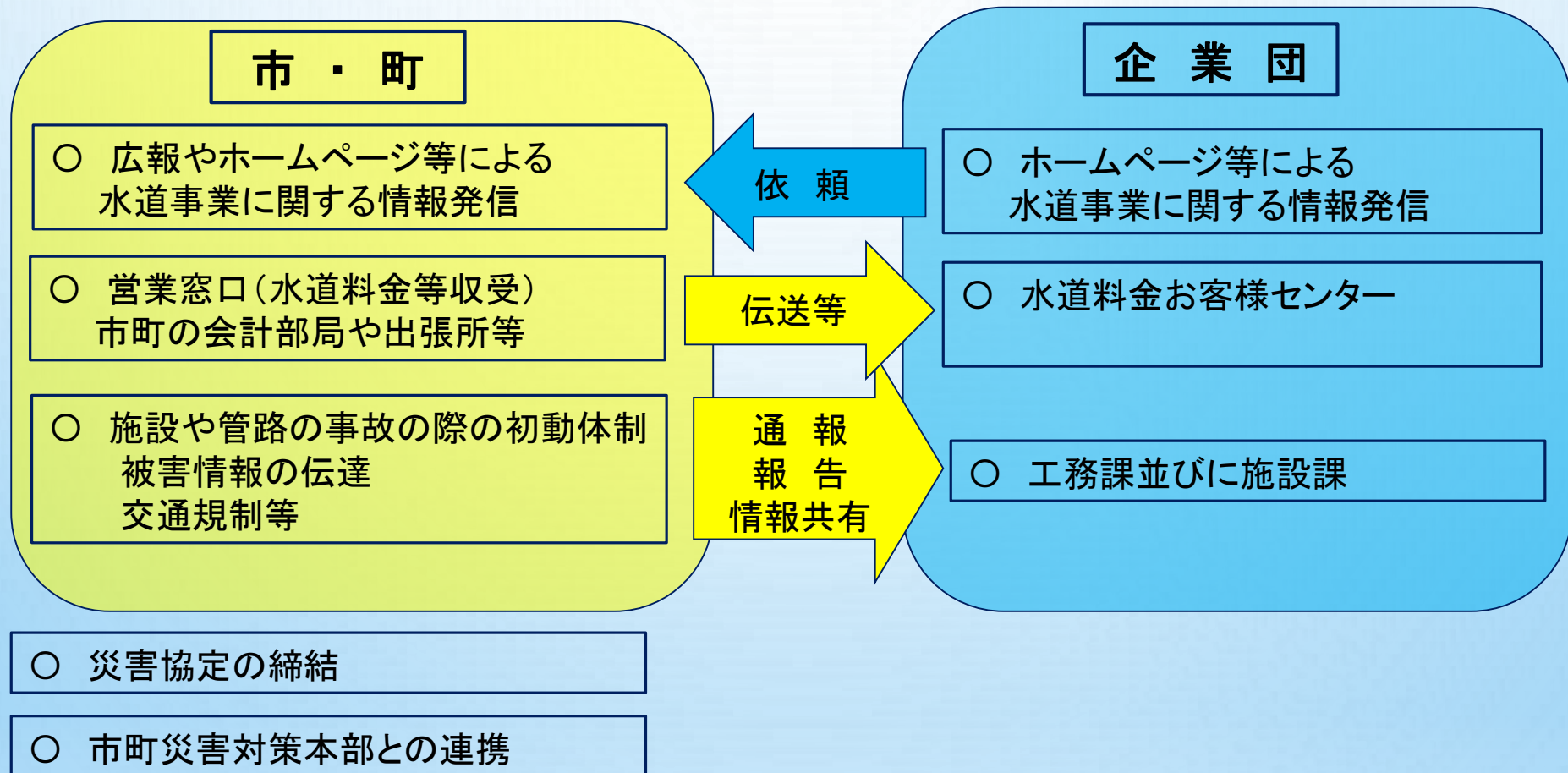
それぞれの、水道事業の重要な計画に関する事項(水道ビジョンや施設整備計画)

それぞれの、水道料金の見直しや繰入金

(2) 市町との連携

水道法 第6条第2項

水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。



現行

柳井地域広域水道企業団規約

第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は8人とし、関係市町の議会において、議会の議員の中から、柳井市及び周防大島町にあっては各2人、岩国市、上関町、田布施町及び平生町にあっては各1人をそれぞれ選挙する。

○ これまでの議員定数の考え方

(行政区域内人口)

※: 高度経済成長期において右肩上がりに給水人口が増える見通しでの企業団事業計画

人口4万人以上の市	3人	人口2万人以上の町	2人
人口4万人未満の市	2人	人口2万人未満の町	1人

但し、合併後の市町の一部のみ加入する場合は、合併前の市町の区分による。

○ 議員定数の推移と現在の各指標の状況

市町名	設立時 S59年10月	推 移			各 指 標			
		H16年10月	H17年2月	H18年3月	R5年3月末現在			
		周防大島町 合併	柳井市 合併	岩国市 合併	人口 (人)	給水人口 (人)	有収水量 (千m ³)	構成団体 議員定数
柳井市	2	2	2人 (35,927人)	2	29,886	23,148	2,720	16
大島町	1	1						
大島町	1	2 (21,392人)	2	2	14,120	12,866	1,283	14
久賀町	1							
橘町	1							
東和町	1							
由宇町	1	1	1	1	7,952	181	49	※28
上関町	1	1	1	1	2,336	2,336	211	10
田布施町	1	1	1	1	14,452	9,289	1,048	12
平生町	1	1	1	1	11,107	9,143	1,263	12
計	11	9	8	8	79,853	56,963	6,574	

28 今後の予定

【令和5年12月議会で報告】

時 期	内 容	備 考
令和6年2月	2月企業団議会	広域化に係る経費(新年度予算) 補正予算(立上げに係る準備経費等) 広域化に係る経過報告、企業団規約(案) 事業計画書(素案)
令和6年3月	3月議会(市町)	広域化に係る経費(新年度予算) 補正予算(立上げに係る準備経費等) 広域化に係る経過報告、企業団規約(案) 事業計画書(素案)
令和6年9月	9月議会(市町)	企業団規約、事業計画
令和6年12月	12月企業団議会	条例制定
令和7年2月	2月企業団議会	新年度予算
令和7年3月	3月議会	水道事業関連条例廃止又は改正 新年度予算
令和7年4月1日		開所式